

(1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請に係る事業は、下新川郡入善町入膳地内の土地を起業地とする入善町役場新庁舎整備事業（以下「本件事業」という。）である。

本件事業は、入善町が事業主体となり、経年劣化による老朽化が著しい現庁舎に代わって、業務上必要なスペースの確保と大規模災害発生時に災害復旧対策の防災拠点としての役割を担う新庁舎を建設するものであり、法第3条第31号に掲げる国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である入善町は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を持つものと認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

現在の入善町の現庁舎は、地方自治法に基づく事務事業に加えて、災害の発生又は災害の発生するおそれがある場合について、所管区域の巡視点検や災害発生箇所の調査及び災害復旧対策の監督等を行う防災拠点としての役割も担っている。

現庁舎は、昭和46年に建設されたもので、建築後48年以上が経過し、経年劣化が著しいことに加えて、現行の建築基準法の規定による耐震基準を満たしていないため、大地震などが発生した場合、庁舎の倒壊等、甚大な被害が発生することが想定される。

また、現庁舎の延床面積は4,197.27㎡であり、業務上必要なスペースである約5,000㎡を満たしておらず、庁舎内では、会議室等の共用化や外部施設の利用等で対応している状況である。

本件事業の完成により、現行の建築基準法の耐震基準を満たすことから、災害対応や復旧活動の拠点施設として十分な役割を果たすことが可能となる。

また、新庁舎は町のほぼ中央に位置することとなり、現場へのアクセスが

改善され、職員の効率的な所掌事務の執行や地域住民に対する行政サービスの向上に寄与する。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定められている環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、起業者として任意に調査を行ったところ、動植物について、起業者が保護のため特別な措置を講じる必要のある種は確認されなかった。

また、起業地内及びその周辺には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のための特別の措置を講ずべき動植物はいずれも確認されていない。

起業者として、工事実施期間の調整等の配慮、保全対策を講じることで、自然環境への影響は小さいと予測するとともに、環境省レッドリスト等に掲載されている希少種の動植物や文化財の存在が確認された場合には、関係機関と調整を図り、適切な処置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、起業地の地形・形状や多方面へのアクセスの良さなどの条件により候補地として現庁舎周辺の4箇所が選定され、各候補地の優劣を自然的、社会的、技術的及び経済的観点から総合的に比較検討のうえ、最も妥当な候補地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

4(3)アで述べたように、入善町の現庁舎は、建築後48年以上が経過し、経年劣化による老朽化が著しいことに加えて、現行の建築基準法による耐震基準を満たしていないため、大地震が発生した際に庁舎の倒壊等、大きな被害が発生することが想定される。

大規模災害発生時に入善町全域の災害復旧活動の拠点として機能すべく、速やかに新庁舎を建設することが望まれる。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

入善町役場

~~~~~  
公 告  
~~~~~

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
令和2年7月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人きんたろう倶楽部
- 3 代表者の氏名
二階堂 敏雄
- 4 主たる事務所の所在地
富山県富山市西金屋6717番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、里山を再生し、森と街をつなぎ、持続的な循環の流れを構築するとともに、いのち輝く森づくり、人づくり、街づくりを行い、森林の再生や利活用を考え、さまざまな人と連携を図りながら、未来を担う子どもたちへ誇りを持って託せる森林都市富山の創造に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証の申請

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定による特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年7月27日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 申請のあった年月日
令和2年7月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人工房ジョ・イン
- 3 代表者の氏名
石黒 信治
- 4 主たる事務所の所在地

富山県高岡市佐野新町1666番地

5 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して、障害者が地域で自立し、より充実した人生を築くことができるよう、障害者の自立支援及び社会参加に関する事業や、障害者の福祉に関する啓発・広報を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。